

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年4月11日

静岡県知事 川勝 平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部商工業局商工振興課

電話番号 054-221-2990

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号 商振第1号

(2) 業務名 令和5年度中小企業等新事業展開促進事業費補助金審査補助業務

(3) 業務概要

本業務は、県が新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格・物価高騰等の影響下において、中小企業者の新たな挑戦を促進し、もって産業構造の転換や地域経済の活性化を図るため、中小企業等新事業展開促進事業を行う中小企業者等に対して交付する、中小企業等新事業展開促進事業費補助金の審査事務にあたり、申請書類の受付、記載内容の確認等、補助業務を行うものである。

4 業務委託期間

契約日から令和6年3月15日まで

5 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」または「イベント」の営業種目について入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けていないこと。

(4) 日本国内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

- う。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書等を令和5年4月18日(火)午後5時までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

7 入札説明書の交付期間、交付場所

(1) 交付期間

公告の日から令和5年4月18日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

静岡県庁東館7階 静岡県経済産業部商工業局商工振興課
電話番号 054-221-2990

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年4月26日(水)午後1時30分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階経済産業部7-1会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は伝送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 説明会を行わない。